平成２６年（フ）第５７号
新潟県三条市如法寺１番地６、前住所新潟市東区江南３丁目７番地７　レオパレス21新潟第３　104号
債務者　清水　敏幸（旧姓箕輪・鈴木・眞壁）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第６１号
新潟県燕市太田4032番地
債務者　熊木　千春
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１０６号
岐阜県瑞浪市山田町827番地の19
債務者　金津　正彦
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１９９号
静岡県富士市伝法2845番地の２　セジュールスギノキＡ―102号
債務者　石川　由佳
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８２８号
堺市北区宮本町18番地１　ファミール北花田102号
債務者　硯　　仙松
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４０号
大阪府河内長野市南花台３―６―40　南花台アーバンコンフォート管理員室、住民票上の住所堺市東区野尻町52番地３
債務者　上本　末美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８６２号
堺市西区草部1800番地　１棟1108号、前住所堺市南区新檜尾台２丁２番４―110号
債務者　石井　久世
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
長崎県五島市松山町360番地12、住民票上の前住所福岡県福岡市早良区城西３丁目11番20―101号
債務者　吉田　裕美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第６３号
北海道岩見沢市幌向北２条３丁目547番地33
債務者　有地さやか（旧姓佐々木・佐田）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２９４号
岩手県釜石市小川町１丁目５番351号　堀切アパート１号
債務者　佐藤　利子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６９号
福島県会津若松市居合町６番14号、前住所富山県富山市五福4285番地４　シティハイネス104号
債務者　佐藤　光邦
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
新潟県新発田市山崎228番地10
債務者　髙澤　　俊
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第８１号
新潟県上越市鴨島２丁目３番８号
債務者　米山　恵太
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第２７８号
愛知県犬山市松本町１丁目61番地　ワタナベプラザ２―105、住民票上の住所愛知県清須市朝日愛宕105番地　サンホーム愛宕101
債務者　近藤　　勲
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２７９号
愛知県岩倉市西市町西市前70番地　フロンティアハイツ203号
債務者　近藤　敏也
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２８２号
愛知県江南市高屋町十六田114番地１　レオパレスＴＡＫＡＹＡ104号
債務者　黒柳　麻耶（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４１７９号
大阪府門真市島頭４丁目13番24―201号、前住所大阪府枚方市高野道１丁目２番17号
債務者　森本　　悟
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部